

令和2年
12月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466・FAX 047-712-0467



散歩道の赤い木の实

令和2年12月の税務と提出期限

- ① 12月10日・・・2020年11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 翌年1月4日・・・2020年10月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長が認められます。

今月の気になった記事

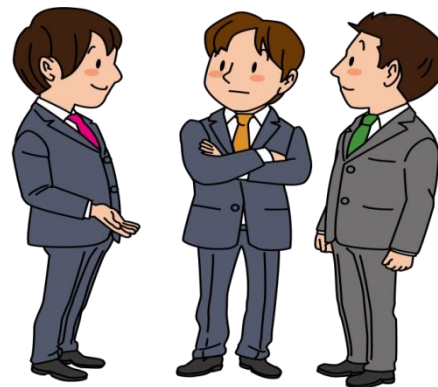
- ① **株主総会の完全オンライン、政府検討**・・・会社法では、「株主総会の場所」を取締役会が決定し招集通知を出す規定だ。オンライン上は、「場所」と認められていない。政府は、2021年中の解禁を検討。
- ② **退職金の「節税利用」を防ぐ**・・・政府与党は、2021年の税制改正で、退職金課税制度を見直す方針。現行では、勤続年数に応じた控除額を差し引きその残額に1/2に乗じて所得税を課税する。これを、勤続5年以内に退職金をもらう際、控除額から300万円以上を上回る退職金は、1/2控除が受けられなくなる案だ。
- ③ **住民税の特別徴収毎月払うのが面倒な時**・・・給与の支払いの際、所得税を源泉徴収している事業者は、原則は毎月納付だが、従業員数が常時10人未満の事業所は、申請をして承認を受けると年2回になる。しかし、住民税は、毎月給料から控除しなければならない。しかし、従業員が2人以下の場合には特例がある。

外注費と給与の区分についておさらい

働き方改革により、色々な形で働く人が増えています。会社は、今までの「雇用契約」ではなく、フリーランスの人に仕事を発注して外注費を支払うことも。従業員に給与を払うのと、外注や業務委託で外部の人に仕事を依頼するのでは、税務上の取り扱いが違うので再確認してください。

1. 消費税

- (1) 給与として支払った時・・・消費税は含まれない。
- (2) 外注費として支払った時・・・課税の対象として、消費税の仕入税額控除ができる。



2. 源泉所得税

- (1) 給与として支払った時・・・給与から所得税を差し引き、支給した月の翌月 10 日迄源泉所得税を税務署に納付。
- (2) 外注費として支払った時・・・源泉徴収義務はありません。

3. 社会保険料

- (1) 給与として支払った時・・・社会保険の適用事業所である会社に勤務している人は、社会保険に加入し、会社と個人で折半して社会保険料を負担します。
- (2) 外注費として支払った時・・・外注費を支払う相手は、個人事業主なので、会社の負担はありません。

4. 給与なのか、外注費なのか、判断基準

個人事業主から見て給与所得なのか事業所得なのかの最高裁の裁判事例

- (1) 会社と個人事業主との関係（従属性）で以下に該当すれば「給与」、該当しなければ「外注費」
 - ①、仕事をするのに、会社側から「指揮監督」を受け個人の考えで働くことができない。
 - ②、仕事の場所、場所の指定に拘束されている。（例：必ず会社に出勤しなければならない）
 - ③、仕事を他人に代行させることができない。
 - ④、副業ができずに、事実上の専属契約になっている。
 - ⑤、成果にかかわらずに労働時間の長さ（残業など）により対価が増える。
- (2) 会社と個人事業主との関係（独立性）で以下に該当すれば「外注費」、該当しなければ「給与」
 - ①、仕事の材料や作業道具、仕事場への移動手段を個人事業主が独自で行う
 - ②、仕事のミスをした場合の損失は、個人事業主自身で負担する
 - ③、労働の対価が出来高制（仕事時間ではない）である。
 - ④、判断対象の仕事と同じ内容の仕事、自身の店舗や事業所で別途行っているか

5. 総合的な判断

労働提供の対価が「給与」なのか「外注費」なのかは、上記の要素を個々の事案に当てはめてその状況に応じて総合的に判断することになります。

なお、たとえ「外注契約書」を結んでしたとしても、実質的に「仕事の内容が雇用にあたる」となれば、労務の対価は「給与」と判断されます。そうすると、源泉所得税の計算不足とされ、消費税の申告書も誤ったものになります。今後、働き方改革により、従来の枠組みから外れた労働形態が出てくると考えられます。テレワークや副業の労働形態に「従属性」基準は軽く「独立性」基準が重視されることになるでしょう。

年末の節税対策になる「修繕費」それとも「資産計上？」

1. 資本的支出（法人税基本通達 7-8-1）

法人が、所有する建物等の修理、改良のために支出した金額のうちその建物等の価値を高め耐久性を増すことになると認められる部分に対応する金額が資本的支出となり、資産計上が必要です。

原則として以下に該当する金額は資産計上

- (1) 建物の避難階段の取り付け等物理的に負荷した部分にかかる費用の額
- (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- (3) 機械の部分品を特に性能の高いものに取り替えた通常に要する額を超えた場合の超えた部分の金額



2. 修繕費に含まれる費用（法人税基本通達 7-8-2）

法人が、所有する建物等の修理、改良のために支出した金額のうちその建物等の通常の維持管理のため又は壊れた建物の原状を回復する場合にはそのための金額が「修繕費」となる

（原状回復前と修理後の写真の保存が大事です。）

3. 少額または周期の短い費用（法人税基本通達 7-8-3）

建物等の修理改良に要した金額が下記に該当するときは「修繕費」として損金経理することができる。

- (1) 建物等の修理、改良のために要した費用の額が 20 万円に満たない場合
- (2) 建物等の修理、改良がおおむね 3 年以内の期間を周期として行われることが既往の実績からみて明らかなる場合

4. 形式基準による修繕費の判定（法人税基本通達 7-8-4）

法人が、所有する建物等の修理、改良のために支出した費用の額のうち、資本的支出か修繕費であるか明らかでない金額がある場合に以下に該当する場合には修繕費とすることができる。

- (1) その金額が 60 万円に満たない場合
- (2) その金額が、その固定資産の前期末の取得価額のおおむね 10%相当額以下である場合。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. 神戸市、すべての空き家に税制優遇措置廃止へ、固定資産税が 3.5 倍に。

利用の見込みのない空き家を、固定資産税の優遇の対象外とすることとした神戸市。通常は、廃屋でも家屋が建っている敷地は住宅用地とみなされ、敷地 200 m²以下の住宅用地の課税標準額は、更地の 1/6 の優遇。

2. 印紙税と消費税 10%になって、書き方に注意しよう

印紙税は、契約書に記載された契約金額によって税率が決まる。印紙税法では、契約書に消費税額が区分記載されているとき、または税込金額及び税抜金額が記載されているときは、その消費税額を印紙税法の記載金額に含めないと規定されている。売買代金が多額の場合には、記載方法に注意しよう。

3. 少額資産、国税と地方税の扱いの違い

中小企業に最も身近な法人税の特例の 1 つに、「少額減価償却資産の特例」がある。

1 組 30 万円までの償却資産を年間 300 万円まで損金算入できるもので、オフィスのパソコンを一新する時によく活用される特例だ。しかし、地方税の「償却資産税」には適用できない。

あくまでも、租税特別措置法に基づく法人税と所得税の特例なので、償却資産税の申告時に注意しよう。